

令和7年度価格転嫁支援アドバイザー募集要領

公益財団法人21あおもり産業総合支援センターでは、価格転嫁を促進することで、県内中小企業等の収益力向上と賃上げを図るため、以下のとおり令和7年度価格転嫁支援アドバイザーを募集します。(※)

※青森県の「令和7年度小規模事業者等賃上げ環境整備・経営力強化促進事業」が予算化された上で、センターが当事業に係る業務を受託し、委託業務契約が締結されることを前提とした公募となります。

1 募集職種、人数

令和7年度価格転嫁支援アドバイザー 2名程度

2 応募要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 健康者であって、自家用車を運転し、県内における企業訪問等が可能であること。
- (3) 自身のPCにより当センターとの連絡が可能であること。
- (4) 委嘱後は、本県に居住し活動が可能であること。
- (5) 以下に該当しないこと。
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 活動内容

- (1) 価格転嫁支援ニーズの掘り起こし
- (2) 現状把握及び分析等に係る支援
- (3) データ収集及び原価計算等に係る支援
- (4) 価格設定及び見積書作成等に係る支援
- (5) 価格交渉に係る支援
- (6) その他、収益力の向上に向けた支援等

4 資格・資質

- (1) 県内外の民間企業、公設試験研究機関、大学等の出身者で、本県の経済実情に詳しく、価格転嫁等に係る様々な相談に幅広く対応できる技術的知見を有した人材
- (2) 県内中小企業等の育成・支援に情熱を持って取り組む人材
- (3) 中小企業診断士の資格を持つ人材

5 委嘱条件

本事業は青森県の予算を財源としているため、令和7年度青森県当初予算が成立した場合に委嘱を行うものとする。

①業務を委嘱する事業者	公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
②業務を委嘱する日	令和7年4月1日
③委嘱する業務の内容	「3 活動内容」のとおり
④委嘱する業務の期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
⑤1月の活動日数	原則8日以内/月（原則、土日祝日及び年末年始を除く） なお、活動日数については応相談
⑥1日の活動時間	原則5～6時間/日程度
⑦活動場所	原則、県内（ただし、必要に応じて協議の上、県外旅行あり）
⑧活動内容の検査日	ア 「3 活動内容」による当月分の報告書については翌月10日までに提出を受け、内容を検査する。 イ ただし、3月分の報告書については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）までに提出を受け、内容を検査する。
⑨報酬（謝金）の額	1日当たり31,000円～36,500円（支援実績による）
⑩活動費（交通費）	必要と認められる活動費（交通費）についてはセンターの規定等に基づき別途支給
⑩報酬（謝金）及び活動費（交通費）の支払期日	ア 報告書を検査した上で、毎月末日締切、翌月21日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に指定口座へ振込む。 イ ただし、3月分の報酬については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に指定口座へ振込む。

6 応募から選考までの流れ

応募者による応募用紙の提出

①令和7年3月5日（水） 正午必着

※提供いただいた応募書類等は返却しません。

②面接者への連絡

令和7年3月5日（水）～3月6日（木）

③選定委員会における面接

令和7年3月11日（火）午前10:00～11:30

④審査結果通知

上記③終了後

※審査結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

7 確認事項及び委嘱後の禁止行為

(1) 県内中小企業等へのアドバイスに当たっては、公正・中立的な立場から行っていただきます。

(2) 価格転嫁支援アドバイザーとしての活動中（移動含む）の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

(3) 以下の項目に抵触又はセンターの信用を失墜させる行為が認められたときは、委嘱を取り消す場合がありますのでご注意ください。

①センターに対して虚偽の報告を行うこと

②価格転嫁支援アドバイザーの活動において知り得た秘密及び情報等を外部に漏らすこと又は自己等の利益とすること

③価格転嫁支援アドバイザーの活動に関してセンター以外から報酬等を受け取ること

④県内中小企業等に不利益を与える行為又は支援活動から逸脱した行為を行うこと

⑤県内中小企業等の違法行為又は反社会的行為をほう助すること

8 お問い合わせ先及び応募先

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 出貝

〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

※応募用紙を郵送する際は、封筒の表面に「令和7年度価格転嫁支援アドバイザー応募用紙在中」と記載してください。